

第2次佐野市環境基本計画 (後期計画)

令和 8(2026)年 3 月
佐野市

はじめに

本市は、古く万葉集に詠われた秀麗な三毳山や、藤原秀郷公の伝承が残る唐沢山城跡、また市北部の山間部からの恵みによる出流原弁天池に代表される豊富な湧水など、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産があります。私たちは、この豊かな自然環境に恵まれ、歴史あるこのまちを、将来の世代にしっかりと引き継いでいく責務があります。



本市では4月より「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」をまちづくりの基本理念とした本市の最上位計画にあたる、第2次佐野市総合計画「後期基本計画」が始動します。その中では「美しい自然、環境と調和するまちづくり」を基本目標の1つに掲げ、本市の将来像実現に向け取り組みを行ってまいります。

本市における環境基本計画は、平成20（2008）年度に第1次となる佐野市環境基本計画を策定し、地域環境、地球環境の保全と創造を目指し環境行政を推進してまいりました。平成29（2017）年度に新たに策定した第2次佐野市環境基本計画が令和7（2025）年度をもって中期4年が終了することから、現在の社会情勢を踏まえた見直しを行い、第2次佐野市環境基本計画（後期計画）を策定いたしました。

現在、全世界的に持続可能な社会の実現に向けた動きが注目されている中、本市基本計画においても、地球規模の問題に対して引き続き積極的に取り組み、市民、事業者の皆様と一体となって、地域環境、地球環境の保全と創造に向けた環境行政を推進していきたいと思っておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりまして貴重なご意見をいただきました佐野市環境審議会、佐野市環境基本計画策定市民懇談会の委員の方々をはじめ、多くの皆様に御礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

佐野市長 金子 裕

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の位置付けと役割	2
4. 計画の対象	3
5. 計画の期間	4
6. SDGsの推進	4
第2章 私たちを取りまく環境の現状	
1. 本市の環境行政の動向と国や社会情勢の変化	5
2. 地球温暖化の現状	6
3. 本市の自然環境	9
4. 本市の生活環境	14
5. 第2次佐野市環境基本計画中期計画までの実施状況	16
6. 計画の方向性	22
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	24
2. 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	25
3. 基本目標	27
4. 環境配慮指針	29
第4章 施策への展開	
1. 基本目標から施策へ	33
2. 重点協働プロジェクト	34
3. 基本目標ごとの施策への展開	38
第5章 計画の進行管理	45
第6章 資料	
1. 佐野市環境基本条例	46
2. 計画の策定経過と策定体制	50

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、第2次佐野市総合計画基本構想において掲げた本市の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支えあい、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、地域環境、地球環境の保全と創造を目指すことを目的として、平成29（2017）年度に第2次佐野市環境基本計画を策定し環境行政を推進してきました。

この度、令和7（2025）年度をもって同計画の中期4年が終了することから、その取組状況を検証するとともに、昨今の社会情勢の変化を踏まえた上で、第2次佐野市環境基本計画（後期計画）を策定します。

2. 計画策定の背景

平成23（2011）年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に端を発して生じた電力不足、そして、地球規模で明らかになった温室効果ガスによる地球温暖化をはじめとした社会情勢の変化がありました。このようなことから、国においてはこれまでのエネルギー政策の大規模な調整を求められることとなり、これを受けて、平成24（2012）年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、全国各地で太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入が推進されるようになりました。

しかし、新たな電力である再生可能エネルギー政策を急速に進める中で、農地や山林などを無秩序に開発して太陽光発電設備を設置する事例が全国的に増えたこともあり、本市でも「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」を平成30（2018）年7月に制定し、事業者には太陽光発電設備の適正な設置を促すようになりました。

地球温暖化については、その対策が急務とされており、「パリ協定」の採択後、平成28（2016）年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガス削減の取組が推進されていましたが、地球温暖化による気候変動^{※1}により世界中で大きな災害が発生したこともあり、脱炭素社会に向けた機運が世界的に高まり、国は令和2（2020）年10月に令和32（2050）年カーボンニュートラル^{※2}を表明し、令和3（2021）年4月にこれまでの令和12（2030）年までの温室効果ガス排出量削減目標平成25（2013）年度比26%減を46%減とする新目標を発表し、さらには令和7（2025）年2月に「地球温暖化対策計画」を改定し、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すと発表しています。

^{※1} 気候変動：大気の状態である気候が様々な要因により、多様な時間の周期で変動すること。

^{※2} カーボンニュートラル：温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにし、排出量と吸収量を均衡させる取組のこと。

本市では、これまで森林や里地・里山などの自然環境や、大気や水環境といった生活環境の保全、限りある資源の有効活用のための循環型社会^{※1}の構築、そして本市の持つ美しい環境を後世に引き継ぐための環境教育の推進に取り組んできました。今後は、これらに加え、喫緊の課題である地球温暖化防止に一層貢献していくことが求められています。

また、近年、人口減少を主因とする「不適切管理の空き地・空き家の増加」「耕作放棄地の増加」「鳥獣被害」といった顕在化した問題への取組も急務とされています。

3. 計画の位置付けと役割

本計画は、佐野市環境基本条例に基づき策定するもので、その位置付け及び役割は、次のとおりです。

- ・本市の環境に関する基本的かつ総合的な計画

本市の環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を、長期的な視点に立って計画的に推進するためのものです。

- ・本市の環境面における最上位計画

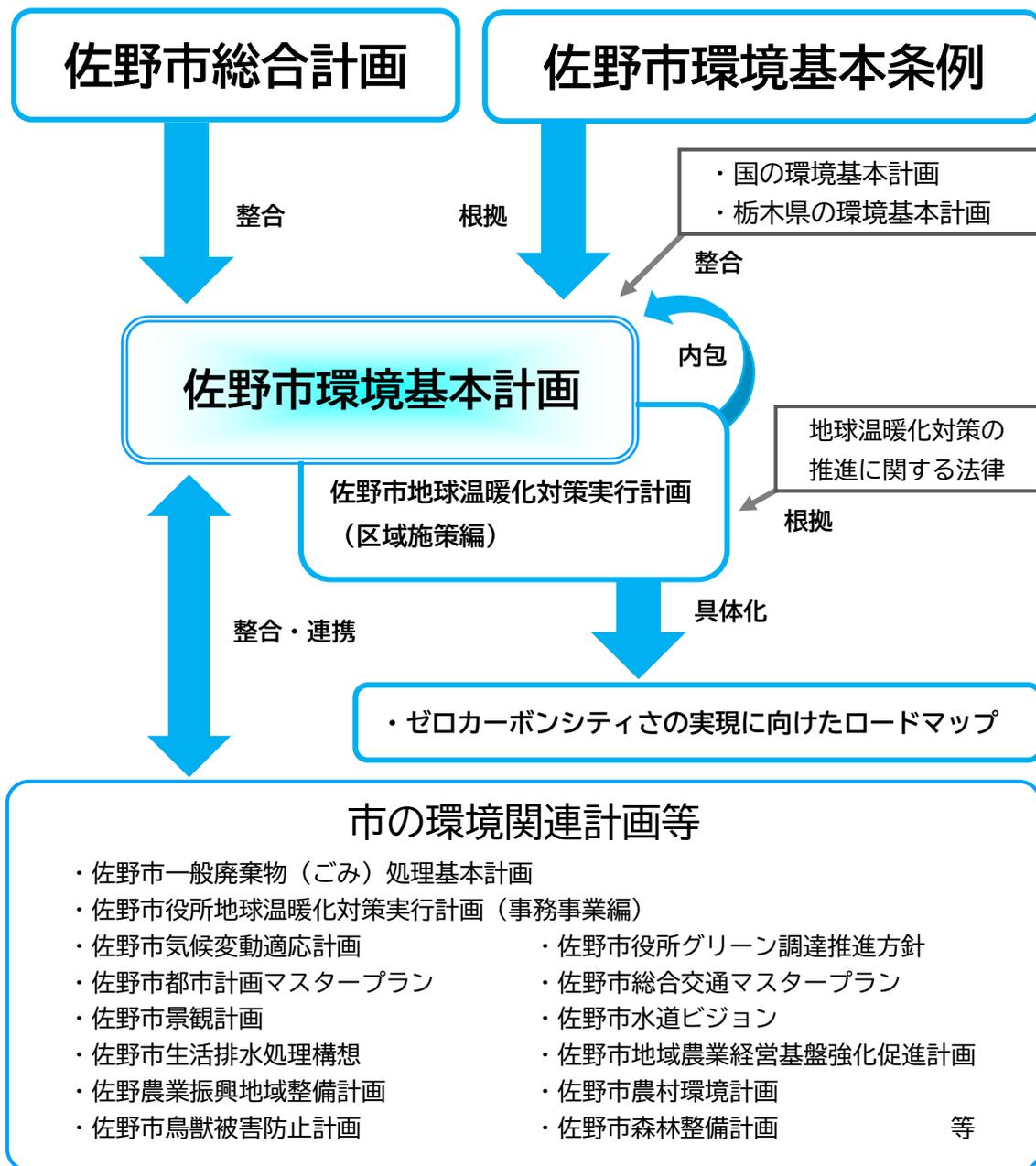
本計画は、佐野市環境基本条例第3条に掲げる基本理念を実現し、そして、第2次佐野市総合計画基本構想に掲げる本市の将来像の実現を環境面から推進するものであり、本市の環境面における最上位計画です。行政各分野の施策を推進するにあたっては、本計画との整合を図りながら行うものとします。

- ・各主体の行動指針となる計画

環境の保全及び創造に係る施策を推進し、環境における将来像を実現するためには、市民、事業者、市の各主体が目標等を共有し、協働して取り組んでいくことが重要なため、各主体における環境配慮指針を示した計画とします。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく「佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包した計画とします。

^{※1} 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。



4. 計画の対象

本計画の対象は、身近なところから地球レベルまでを次の四つの視点から捉え対象とします。

- ・地球環境…地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
- ・自然環境…森林、里地・里山、生物多様性、水辺環境、景観 など
- ・生活環境・資源循環…大気環境、水環境、騒音・振動、土壌汚染、ごみの減量 など
- ・環境学習・人づくり…環境学習、環境情報、環境保全活動、各主体の連携・協働 など

5. 計画の期間

本計画は第2次佐野市環境基本計画の平成30年度から令和11年度までの12年間の計画期間のうち、前期計画および中期計画の各計画期間以外の、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次環境基本計画	前期計画				中期計画				後期計画			

6. SDGsの推進

本計画による取組は、SDGs^{※1}において、「6 水・衛生」「7 エネルギー」「13 気候変動」「17 パートナーシップ」など、多くのゴールに関連があります。本計画では、SDGsの17の目標と基本目標との関連を示し、基本目標に紐づけられた様々な施策の推進を図ることで、SDGsの目標達成につなげていきます。



持続可能な開発目標（出典：国際連合広報センター）

※1 SDGs：平成27（2015）年9月に国連総会で採択された、人類がこの地球で暮らし続けていくために、世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を令和12（2030）年までに達成すべきとして定めた国際目標のこと。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。

第2章 私たちをとりまく環境の現状

1. 本市の環境行政の動向と国や社会情勢の変化

年	本市の環境行政の動向	国の動向や社会情勢の変化
H27		2月：空家等対策の推進に関する特別措置法の施行 12月：パリ協定の採択
H28	2月：佐野市生活排水処理構想の改訂 3月：放射性物質汚染対処特措法による汚染状況重点調査地域の指定が解除 7月：COOL CHOICE 推進を宣言(栃木県内初)、佐野市山村振興計画書の改訂 10月：田中正造の日を創設、環境美化活動功労団体等表彰の創設	3月：第3次栃木県環境基本計画の策定 4月：電力の小売業への参入が全面自由化 5月：地球温暖化対策計画の閣議決定 11月：パリ協定の批准を閣議決定、パリ協定が発効
H29	1月：佐野市空家等対策計画の策定 3月：佐野市森林整備計画の策定、第4次佐野市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定	4月：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正(認定制度の変更等)
H30	3月：第2次佐野市環境基本計画(前期計画)の策定、第2次佐野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定 7月：自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の施行	4月：第5次環境基本計画の閣議決定 7月：第5次エネルギー基本計画の閣議決定 12月：気候変動適応法の施行
H31(R1)	10月：令和元年東日本台風発災	8月：栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言
R2	7月：佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例の施行	10月：2050年カーボンニュートラルを宣言 12月：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定
R3		3月：栃木県環境基本計画の策定 4月：2030年までの温室効果ガス排出量を2013年度比46%減とする新目標を発表 10月：地球温暖化対策計画の閣議決定、気候変動適応計画の閣議決定、第6次エネルギー基本計画の閣議決定
R4	3月：第2次佐野市環境基本計画(中期計画)の策定、第5次地球温暖化対策実行計画の策定、第2次佐野市空家等対策計画の策定 10月：ゼロカーボンシティ宣言の表明	3月：「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」の策定 4月：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行
R5	2月：佐野市生活排水処理構想の第2次改訂、佐野市生活排水処理基本計画の第3次改訂	4月：栃木県カーボンニュートラル実現条例の施行 12月：空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行
R6	3月：ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップの策定	3月：地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定 4月：気候変動適応法の一部を改正する法律の施行 5月：第6次環境基本計画の閣議決定
R7	3月：佐野市気候変動適応計画の策定、佐野市食品ロス削減推進計画の策定	2月：地球温暖化対策計画改定の閣議決定

2. 地球温暖化の現状

私たちをとりまく環境は近年、気候変動の影響によって、これまで体験したことがないような豪雨・台風などによる風水害の頻発や、記録的な猛暑日・熱帯夜による熱中症患者の増加、高温による農作物の品質低下など、市民生活に甚大な被害を及ぼすようになり、地球温暖化はその影響の大きさから人類の生存基盤に関わる安全保障上の重要な問題の一つとされています。

また、これらの地球温暖化に起因する様々な影響は長期にわたり拡大していくことが予想されています。

このような中、国際社会では、平成 27（2015）年に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において「パリ協定」が採択され、今後の世界的な気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えるため、温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく取組を世界全体で進めていくこととなりました。パリ協定では、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）にも並行して取り組み、個々の対応能力や強靭性を高めることで、気候変動の脅威への対策を世界全体で強化していくことを目指しています。

我が国においても、令和 2（2020）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」などの各種法令を随時改訂しながら、国際社会と足並みをそろえた脱炭素社会の実現とともに、将来の気候変動の影響に備えるため、社会全体で緩和と適応の両輪による気候変動対策に取り組むこととしています。

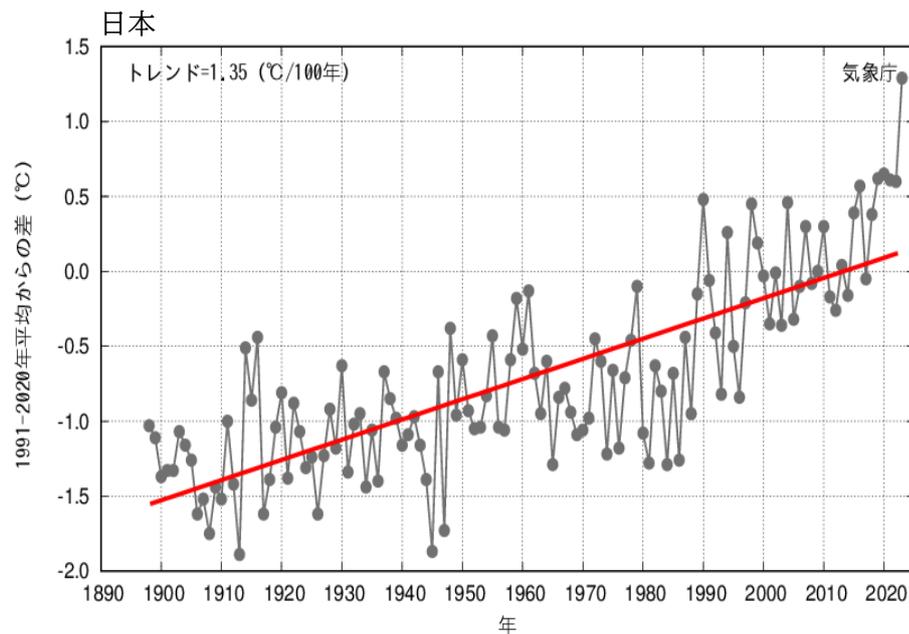
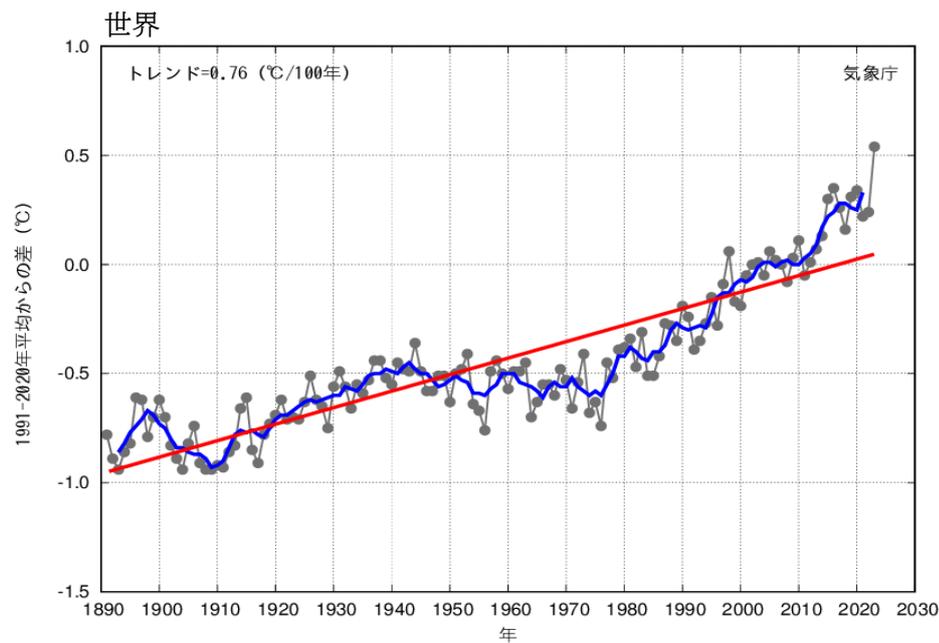
本市ではこれまで、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」の策定をはじめ、令和 4（2022）年 10 月に「ゼロカーボンシティさの」を宣言し、「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」を策定することで、市民とともに緩和策に関する様々な取組を進めています。

一方で、過去に排出された温室効果ガスの蓄積により、今後もある程度の気候変動は避けられないことから、現在及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減していく適応策への取組も進めていく必要があるため「佐野市気候変動適応計画」を策定しています。

世界及び日本の年平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり世界では 0.76℃の割合で、日本では世界を大きく上回る 1.35℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代半ば以降は高温となる年が多くなっています。

気温上昇は世界全体で起きていますが、上昇の割合は世界で一様ではなく、海上より陸上の方が高くなっています。特に、北半球の緯度の高い地域ほど変化が大きい傾向にあることから、日本も世界と比べて気温の上昇割合が高くなっています。

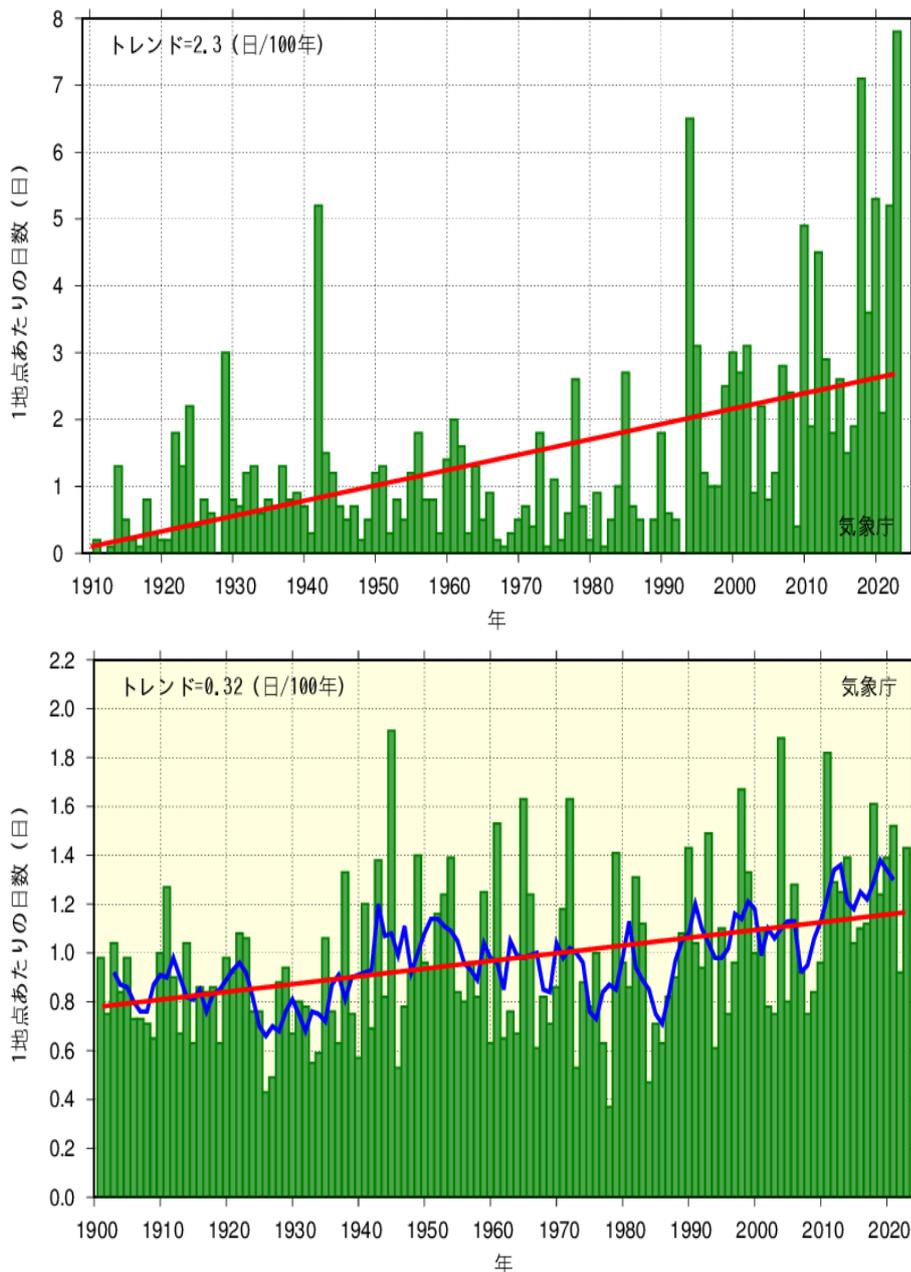
世界平均気温は、温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、今世紀中に最大で産業革命前から 5.7℃上昇することも予想されています。



※青線は 5 年移動平均値、赤線はトレンドを示す

図 1 世界及び日本の平均気温偏差(出典:気象庁ホームページ)

また、日本においては、日最高気温 35℃以上の「猛暑日」の年間日数が増加傾向にあるだけでなく、日降水量が 100 mm以上の大雨の日数や、アメダス^{※1}の観測による 1 時間降水量 50 mm以上の短時間強雨の発生回数も増加傾向にあり、気候変動の影響を大きく受けている現状にあります。



※青線は5年移動平均値、赤線はトレンドを示す

図 2 猛暑日(上)と日降水量 100 mm以上(下)の年間日数の推移(出典:気象庁ホームページ)

※1 アメダス：国内約 1,300 か所の気象観測所で構成される気象庁の無人観測施設「地域気象観測システム」(Automated Meteorological Date Acquisition System: AMeDAS) の略称。

3. 本市の自然環境

①気象状況

本市の年間を通しての平均気温は約 17℃となっています。

夏季には 35℃以上の猛暑日となる日が複数あり、最高気温が全国で最も高いような高温となることもあります。

年間の降水量は、市の南部よりも北部の観測地点の方が若干多くなっていますが、これは北部地域では、夏季にわか雨が発生しやすいためと推測されます。

冬季でも温暖な日が多く、年間数回の降雪があるものの、積雪することは少ない地域です。

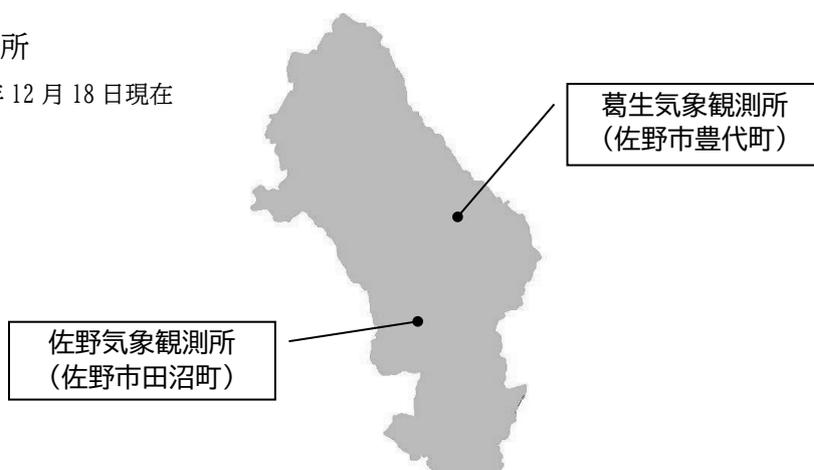
年月	降水量(mm)		気温(℃)			平均風速(m/s)	日照時間(h)	※葛生降水量(mm)	
	合計	日最大	平均	最高	最低			合計	日最大
令和6年1月	38.5	30.0	4.8	15.7	-5.2	1.7)	217.4	37.0	28.0
2月	45.5	14.0	6.4	23.3	-4.0	1.4)	187.7	52.0	14.0
3月	119.0	33.5	8.2	27.5	-2.9	2.1	220.2	141.5	52.0
4月	55.0	21.0	16.6	30.7	4.0	1.5	161.6	74.0	34.0
5月	122.0	35.0	19.7	32.4	6.8	1.5	200.7	144.5	38.0
6月	166.0	43.5	23.4	36.8	14.1	1.4	176.2	169.0	42.0
7月	126.0	30.5	28.5	41.0	21.2	1.3	172.4	115.5	33.0
8月	308.0	77.5	29.2	38.7	23.9	1.5	171.8	265.5	41.5
9月	91.0	33.0	26.5	36.6	15.5	1.3	154.3	135.5	59.0
10月	101.0	27.5	19.8	32.2	8.0	1.1	110.5	110.0	23.0
11月	65.5	35.0	12.5	25.0	0.7	1.3	179.3)	65.0	32.0
12月	0.0	0.0	5.6)	18.1)	-4.2)	1.8)	240.7	0.5	0.5

※気象庁調べ（「葛生 降水量」は葛生気象観測所、それ以外は、佐野気象観測所の測定値）

※表中、「）」は統計には用いない準正常値です。

市内の気象観測所

※令和6（2024）年12月18日現在



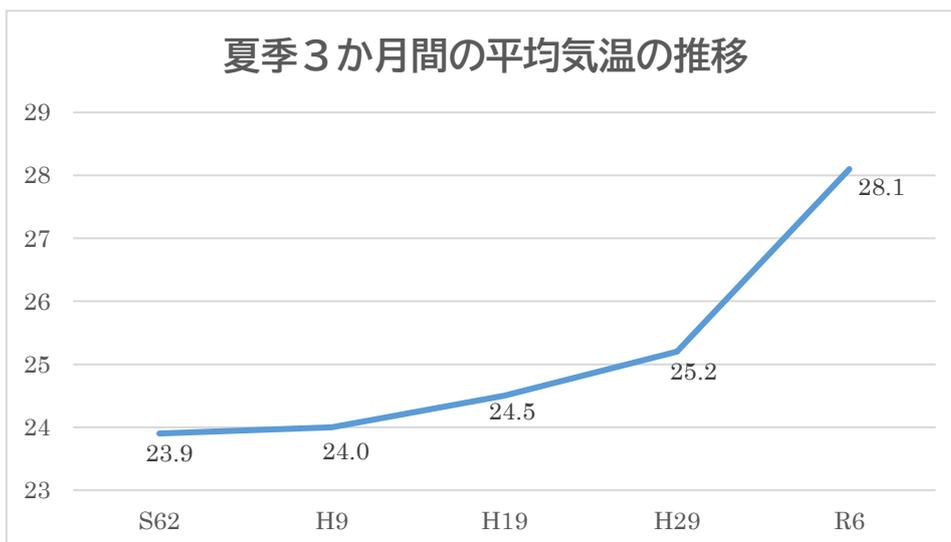
－ 夏季の気温・降水量の推移 －

本市における夏季3か月間の降水量・気温を平成29(2017)年度まで10年おきにしたものに令和6(2024)年度のものをつけ加えて見てみると、降水量には特に大きな変化はありませんが、気温の面では、3か月平均の日平均気温、日最高気温、日最低気温がそれぞれ上昇していることが分かります。

気候変動やヒートアイランド現象^{※1}等を原因とする局地的大雨、そして、多くの被害をもたらした令和元年東日本台風災害など、本市においても地球温暖化の影響が表れていると考えられます。

年月	降水量(mm)			気温(℃)				
	合計	日最大	最大	平均			最高	最低
			1時間	日平均	日最高	日最低		
令和6年7月	126.0	30.5	30.0	28.5	34.2	24.3	41.0	21.2
8月	308.0	77.5	60.5	29.2	35.1	25.3	38.7	23.9
9月	91.0	33.0	28.5	26.5	31.7	22.7	36.6	15.5
3か月平均	175.0	47.0	39.7	28.1	33.7	24.1	38.8	20.2
平成29年7月	188.0	68.5	67.0	27.2	32.5	23.2	36.4	20.6
8月	256.5	79.0	43.0	25.9	30.3	22.7	37.2	19.3
9月	116.0	19.5	10.5	22.4	27.6	18.3	33.6	13.0
3か月平均	186.8	55.7	40.2	25.2	30.1	21.4	35.7	17.6
平成19年7月	186.0	43.0	21.0	23.0	26.7	20	32.8	17.6
8月	51.0	20.0	19.0	27.1	32.6	22.6	38.9	20.3
9月	221.0	69.0	19.0	23.4	28.0	19.8	33.7	13.1
3か月平均	152.7	44.00	19.7	24.5	29.1	20.8	35.1	17.0
平成9年7月	133.0	40.0	12.0	25.3	29.9	21.2	37.8	17.5
8月	131.0	31.0	19.0	25.5	30.1	21.5	35.9	16.5
9月	131.0	17.0	5.0	21.1	25.0	17.9	32.8	7.8
3か月平均	131.7	29.3	12.0	24.0	28.3	20.2	35.5	13.9
昭和62年7月	152.0	31.0	20.0	25.2	29.7	21.5	36.8	17.9
8月	207.0	68.0	46.0	25.2	29.6	21.6	33.9	18.6
9月	229.0	61.0	28.0	21.2	25.1	18.0	33.1	12.9
3か月平均	196.0	53.3	31.3	23.9	28.1	20.4	34.6	16.5

※1 ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。



②森林

本市の森林面積は、総面積 35,604 ha の約 61%にあたる 21,782 ha で、そのうち民有林面積が 20,537 ha（森林面積の 94%）となっています。民有林のうちスギやヒノキなどの人工林面積は 12,538 ha であり、人工林率は 61%で栃木県平均を大きく上回っています。

北部の中山間地域にはコナラ等の落葉広葉樹林が带状に残されており、また、佐野地域にはアカマツ林が、唐沢山には栃木県でも自生の少ないスダジイが生育する植生が残されており、暖地性植生の生育地として貴重な地域となっています。

項目	面積 (ha)	面積構成比 (%)
その他広葉樹 (広葉樹全般)	5,997	29.20
スギ	6,207	30.22
ヒノキ	5,732	27.91
アカマツ	2,062	10.04
その他	539	2.63
合計	20,537	100.00

出典：佐野市森林整備計画 令和 6(2024)年 4 月策定

③里地・里山

山林や平地林と農地により構成される里地・里山は、身近な自然や親しみのある風景として、また、多様な生態系を形成するなど多くの役割を果たしています。

平地林は、かつてこの地方の原風景として関東平野に広がっていましたが、開発や農林業様式の変化に伴って減少しています。

④農地

本市の農業は稲作を中心としていますが、本市の持つ地理的優位性をいかした施設園芸や果樹栽培等の都市型農業を推進しています。

また、担い手（認定農業者等）への農地の集積や大規模経営化が進められていますが、担い手の数は減少傾向にあり、農道や用排水路の維持管理の対策も必要となっています。

耕作放棄地は中山間地域に多く存在し、高齢化や担い手不足などによって解消が難しい状況にあります。

※野生鳥獣による被害

野生鳥獣（イノシシ、シカ、サル、クマ等）による森林での植栽木への食害や皮剥等の林業被害、農地での農作物への食害が深刻化しています。その原因としては、森林や里地・里山などの生育環境の変化、耕作放棄地など野生獣のすみかとなり得る場所の増加、生物の人里環境への適応、また、狩猟者や有害鳥獣捕獲従事者の減少などが考えられます。

⑤水辺環境

秋山川、旗川が本市を南北に流下し渡良瀬川に注いでいます。これらの河川では特有の生態系が保たれ、公園や野外体験施設等がレクリエーションや教育の場として活用されています。

佐野地域には、菊沢川のように古くからの姿をとどめた河川が存在し、近年、栃木県を代表する植物の一つとして貴重な「ナガレコウホネ」が分布していることが確認されています。

また、市内には環境省の日本名水百選に選定された出流原弁天池、人丸神社の湧水池などがあり市民の憩いの場となっています。

⑥生物多様性

本市の北端部にはブナやミズナラの生育する冷温帯を特徴付ける植物が多く生育しています。また、田沼地域や葛生地域には、石灰岩が分布し好石灰岩植物も生育しています。さらに、田沼地域には四つの自然環境保全地域（根本沢、作原、栃久保、長谷場）が、葛生地域の氷室山には氷室自然環境保全地域があり、これらの自然環境保全地域を中心に、栃木県でも分布の限られる山地性植物が生育する貴重な地域となっています。

動物では、自然度の高い森林に生息するヤマネ、ツキノワグマ、テン、カモシカ、クマタカ等が山間部で確認されています。その他、農地や平地林といった様々な環境に多くの種類の動物を確認することができます。

しかし、ペットや飼育していた動物の放棄等により、ウシガエル等といった外来種や特定外来生物^{※1}が確認されています。そのため、近年では、従来その地域に存在していなかった動植物が、人為的な要因により持ち込まれた結果、その地域特有の生態系に影響を及ぼしています。

^{※1} 特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系などへ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものの中から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されるもの。

○近年報告された特定外来生物

クビアカツヤカミキリ	幼虫が主にサクラ、ウメ、モモ等の生木に食入・加害します。樹木を衰弱させ、進行すれば枯死することがあります。
ツヤハダゴマダラカミキリ	幼虫が主にアキニレ、カツラ、トチノキ等の広葉樹に食入・加害します。樹木を衰弱させ、進行すれば枯死することがあります。 ※本市での確認報告はありません。
オオキンケイギク	5～7月に黄色の花を咲かせるコスモスに似た花です。北アメリカ原産のこの花はかつては輸入され、緑化のために植えられ、観賞用として苗が販売されていたため、市内でも見られます。生命力が強く、古来の野草の生態系を乱すおそれがあります。
ガビチョウ	全長 20 cmほどの小鳥で、主に地上で昆虫や果実などを食べます。江戸時代にペットとして輸入され、飼われていたものが野生化し各地へ定着したと考えられ、市内でも目撃情報があります。在来鳥類の生態系を乱すおそれがあります。
ヒアリ	南米原産で体長は 2.5 ミリから 6 ミリ程度。ツヤのある赤茶色のアリです。土で大きなアリ塚を作り、集団で生活しており、攻撃性が強いのが特徴です。群れには大小様々なサイズのヒアリが混在します。毒性が強く、毒針で刺されると火傷のような激しい痛みやアレルギー反応を起こします。 ※本市での確認報告はありません。

⑦市街地の緑化

市街地の公園や緑地は市民に潤いと安らぎを与えるものであり、快適な都市環境の創造に重要な役割を担っています。また、空気浄化、ヒートアイランド現象の抑制、地域の水循環の保全など多くの機能を持っています。

本市の都市公園は 176 か所あり、総面積は 159.59 ha となっています（令和 7（2025）年 7 月 1 日現在）。

また、街の緑を増やし潤いのある良好な生活環境の実現を図るための学校等での緑化の推進や、夏期の省エネルギー化に向けてのグリーンカーテンづくりを推進しています。

⑧歴史的・文化的環境

古くは平安時代より「佐野庄」と呼ばれ長い歴史を有する本市には、唐沢山のムカデ退治の伝承がある藤原秀郷公、明治には足尾銅山の鉱毒問題に取り組んだ田中正造翁等、日本の歴史に大きな足跡を残した人物との関わりがあります。

市内には千年の歴史を持つ天明鋳物、栃木県指定無形民俗文化財である牧歌舞伎をはじめとした、本市の歴史と伝統を示す貴重な文化財や伝統芸能が数多く残されています。

平成 25（2013）年には田中正造翁の没後百年を迎えるにあたり、正造翁の偉業を広く顕彰し、永く後世に伝えるため、市民、関係団体との協働により「田中正造翁没後百年顕彰事業」に取り組みました。また、平成 28（2016）年には正造翁の本葬が行われた 10 月 12 日を「田中正造の日」と定めるなど、正造翁の顕彰に取り組んでいます。

⑨景観

本市の景観は、北部に奥深く広がる山地とそこから流れ出す河川、そして関東平野に向かって広がる南部の平地が土台となり、地域の自然や風土、歴史・文化や人々の暮らしの営みの中で、長い年月をかけて形成されてきました。

一部の山地では採掘場・採石場による土地の改変がありますが、緑化による景観対策が行われています。

南部の田園地帯は、郊外部のオープンスペースとして視野の広がりをもし出しています。

また、佐野新都市地区では、大型商業施設の進出により、活気のある都市景観となっており、佐野駅前、区画整理により街並みの整備が進んでいます。

一方で、農地の耕作放棄等により旧来の里地・里山景観に変化が見られる地域があります。

4. 本市の生活環境

①大気

本市では、栃木県が安蘇庁舎において一般大気測定として二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の大気測定を行っています。

②水環境

● 河川

本市の公共用水域^{※1}は、利根川水系渡良瀬川に代表され、これに流入する中小5河川（秋山川、旗川、三杉川、菊沢川、才川）と、その支流の4河川（仙波川、小曾戸川、彦間川、出流川）を中心に構成されています。

本市では、河川等の水質調査を実施し河川の監視を行っており、令和6(2024)年度は、生活環境項目について年6回、11河川の20地点で、人の健康の保護項目について年2回、12河川の24地点で調査を実施しました。その調査結果では、生活環境項目についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、人の健康の保護項目については、全ての地点で環境基準を達成しております。

また、工場排水対策の一環として、栃木県が実施する水質汚濁防止法に基づく特定工場の立入検査に同行しています。

● 地下水

栃木県による地下水水質調査のほか、本市で市内41か所の井戸において年1回、有害物質等の水質分析を行っていますが、令和6(2024)年度は全ての地点で環境基準を達成しております。

^{※1} 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のこと。

● 生活排水の処理

生活排水の適正処理のため、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備推進を行っており、令和6（2024）年度現在で、生活排水処理人口普及率は83.0%、また、公共下水道処理区域内の水洗化（下水道接続）率は93.3%となっています。

生活排水処理人口普及率をみると、大部分の方において公共下水道または合併処理浄化槽による生活排水の適正処理がされておりますが、一部の方において、未だ単独処理浄化槽やくみ取り式便所も使用されている状況です。

③ 土壌環境・地盤環境

土壌環境は、有害物質による土壌汚染は確認できていません。

地盤環境は、本市を含む関東平野北部地域で長期的に地盤沈下が進行していることから、栃木県が観測を行っています。

④ 騒音・振動・悪臭

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚や生活環境によって左右される感覚公害といわれています。住居と工場や店舗との近接化や生活水準の向上とともに高まっている生活環境の質的向上に対する欲求などにより、これまで許容範囲とされていたものが、苦情となって現れています。

特に法律や条例で規制対象としていない、家庭生活やペットについての騒音や悪臭に関する苦情が増加しています。

⑤ 有害化学物質

特定の事業者においては多量の化学物質が使用されている場合があり、地下水の汚染や大気中への排出による健康への影響とともに、フロンガスによるオゾン層破壊のような地球環境への影響が懸念されます。

このため、P R T R制度^{※1}に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出が義務付けられており、本市においても多くの事業者がこの届出をしています。

ダイオキシン類については、栃木県でダイオキシン類対策特別措置法に基づき、監視を行っています。

^{※1} P R T R制度：Pollutant Release and Transfer Registerの略で、化学物質排出・移動量届出制度などと訳されます。人の健康や生態系に有害なおそれのある第一種指定化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度で、平成13（2001）年4月から実施されています。

⑥廃棄物

佐野地域のごみは「みかもクリーンセンター」で、田沼地域・葛生地域のごみは「葛生清掃センター」で、それぞれ中間処理を行っています。

選別や圧縮等の中間処理をされた資源ごみは、民間の再資源化業者に引き渡して再生利用を図っています。また、燃えないごみと粗大ごみからも資源物の回収を行っています。

みかもクリーンセンターでは、焼却により発生したスラグ^{※1}の有効利用と、余熱を利用した廃棄物発電及び余熱利用施設への高温水の供給を行っています。

中間処理後の焼却灰（葛生清掃センターのみ）や飛灰、焼却不燃残さ、破碎屑等の処分は、民間業者に委託しており、市外で埋立処分している状況です。

し尿及び浄化槽汚泥については、佐野市衛生センターで受入前処理を行い、汚水共同処理により佐野市水処理センターへ送泥して、処理を行っています。処理から生じる汚泥は、セメント原材料、建設資材として再資源化しています。

5. 第2次佐野市環境基本計画中期計画までの実施状況

第2次佐野市環境基本計画では、四つの基本目標を定めて各施策に取り組んでいます。中期計画における各基本目標の成果指標の状況と評価は、次のとおりです。

1. 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～

(成果指標)

指標項目	単位	R2 基準値	R6 実績値	R7 目標値
1 温室効果ガス削減対策の推進				
市内からのCO ₂ 排出量	千 t-CO ₂	1,630	1,857	1,216
カーボンニュートラルを理解している市民の割合	%	-	65.3	100.0
ホームページ、SNS等でのCOOL CHOICE情報の発信数	件	-	7	100
2 再生可能エネルギーの利活用の推進				
市内の認知発電量（再生可能エネルギー＋廃棄物発電）	百万 Kwh	207.7	375.5	249.2
市内における太陽光の設置に係る許可及び届出件数	件	74	54	84
市内における太陽光の設置以外の許可及び届出件数	件	0	0	1
太陽熱温水器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している世帯の割合	%	13.4	18.7	19.0
市の清掃センターに搬入された木材・木製品等のバイオマス発電施設での利用量	t	24	107.5	100

^{※1} スラグ：可燃ごみを焼却したときに発生する焼却灰を、高温で加熱し、溶融・固化してできる人工砂のこと。土木資材などに再利用されている。

指標項目	単位	R2 基準値	R6 実績値	R7 目標値
3 省エネルギー・エネルギーの有効利用の推進				
節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合	%	45.4	48.6	52.0
LED照明や節電効果の高い家電を積極的に導入している人の割合	%	50.9	52.6	55.0
省エネに関する講座等の実施回数	回	0	5	18
市の行う事務・事業における年間使用電力量	千 Kwh	30,906	33,426	30,602
生活路線バス年間利用者数	人	87,239	186,386	123,000
市内の公共交通機関について、便利であると思う市民の割合	%	40.5	46.2	56.5
電動車を利用している市民の割合	%	10.7	21.1	20.0

(評価)

基本目標1においては、「再生可能エネルギーの利活用の推進」や「省エネルギー・エネルギーの有効利用の推進」の大部分において順調に推進しており、市民等の地球温暖化に対する環境意識の高まりによるものと考えます。

しかし、「市内からのCO₂排出量」は基準値よりも増加しており、目標値を達成できない見込みとなっております。引き続き、各施策を推進し、環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまちを目指すことが必要と考えます。

2. 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～

(成果指標)

指標項目	単位	R2 基準値	R6 実績値	R7 目標値
全般				
市内の自然環境が良好に保たれていると思っている市民の割合	%	62.8	66.1	67.3
1 森林、里地・里山、農地の保全				
適切に整備された森林面積（主伐、間伐の計）	ha	287	241	558
里山林整備面積（単年度）	ha	3.4	0.0	10.0
耕作放棄地面積	ha	146	116	125
認定農業者等数	人	214	239	260
中山間地域における有害鳥獣捕獲数	頭	1,619	1,856	1,900
有害鳥獣による被害額	千円	2,410	3,393	3,100
2 水辺環境の保全				
町会で実施した河川愛護活動の総延長数	km	76.7	110.1	200.0
町会で実施した河川愛護活動の参加者数	人	4,364	8,091	17,000
3 生物多様性の保全				
特定外来生物（クビアカツヤカミキリ）による被害認知件数	件	103	101	150
外来動植物の情報提供数	件	0	186	10
4 良好な景観の保全				
景観啓発イベントの参加者数	人	0 (中止)	50	80
市民1人当たりの都市公園面積（県営都市公園を含む。）	m ²	19.47	20.84	20.00
グリーンカーテンを実施した公共施設数	件	15	10	70

(評価)

基本目標2においては、コロナ禍の影響により事業が想定よりも実施できなかったこともあり、全体的に目標値を下回る見込みとなっております。また、近年、特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる桜の木などへの被害も著しくなっており、拡散防止に向けた対策が求められております。

しかし、「市内の自然環境が良好に保たれていると思っている市民の割合」については、令和2年度の基準値から比較しても着実に伸びてきています。引き続き、各施策を推進し、本市の清らかな水と緑豊かな自然を保全していくことが必要と考えます。

3. 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～

(成果指標)

指標項目	単位	R2 基準値	R6 実績値	R7 目標値
全般				
生活環境（河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気）が良いと感じている市民の割合	%	79.2	82.6	83.4
環境に配慮した生活をしている市民の割合	%	32.4	36.3	42.5
生活環境に関する苦情件数	件	154	201	120
空き家バンク成約件数（単年度）	件	24	15	22
1 大気環境の保全				
電動車を利用している市民の割合	%	10.7	21.1	20.0
野外焼却に関する苦情件数	件	32	26	22
2 水環境の保全				
河川、池、水路等における水質汚濁の苦情件数	件	10	10	5
河川の水質の環境基準達成率	%	96.8	96.7	99.0
公共下水道処理人口普及率（公共下水道等処理区域内人口／人口）	%	69.7	71.3	76.6
合併浄化槽処理人口普及率（公共下水道等区域外処理人口／人口）	%	12.1	11.7	14.7
公共下水道による水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）	%	93.2	93.3	97.0
3 土壌汚染・地盤沈下の防止				
地下水の水質の環境基準達成率	%	100	100	100
4 騒音・振動・悪臭の防止				
騒音に係る環境基準達成率	%	100	100	100
事業活動による公害苦情件数	件	20	32	15
公害苦情に伴う事業所への立入調査数	事務所	10	35	56

指標項目	単位	R2 基準値	R6 実績値	R7 目標値
5 ごみの減量と適正処理				
ごみ減量化やリユース、リサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	64.3	60.3	68.0
ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	38,539	35,738	33,620
1人1日当たりのごみ排出量	g	899	865	820
再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量）	%	12.6	10.2	22.0
不法投棄物処理件数	件	44	20	39
環境美化活動の届出件数	件	76	75	145

（評価）

基本目標3においては、全体的に目標値を下回る見込みとなっております。特に、「生活環境に関する苦情件数」「事業活動による公害苦情件数」では、令和2年度の基準値より増えている状況にあります。理由としては、コロナ禍によりリモートワークが促進され、家庭で過ごす時間が増えたことによる影響や、コミュニケーション不足により近隣トラブルに発展しているケースが増加傾向にあることが考えられます。より環境や近隣に配慮した生活・行動が求められていると考えます。

しかし、「生活環境が良いと感じている市民の割合」については、令和2年度の基準値と比較しても、着実に伸びてきています。引き続き、各施策を推進し、快適で安全・安心に暮らせるまちを目指していくことが必要と考えます。

4. 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

(成果指標)

指標項目	単位	R2 基準値	R6 実績値	R7 目標値
1 環境を育む人材の育成				
環境関連講演会、学習会の参加者数	人	0 (中止)	309	100
ホームページ、SNS 等での COOL CHOICE 情報の発信数	件	-	7	100
COOL CHOICE SANO に関する配信動画の視聴数	回	300	272	1,000
2 環境学習の推進				
自然観察会への参加者数	人	0 (中止)	44	215
3 R 関連講習会受講者数	人	9	214	460
みかもクリーンセンターの見学者数	人	31	876	1,200
佐野市水処理センターの見学者数	人	0 (中止)	339	250
佐野市郷土博物館の来場者数	人	9,644	17,444	17,600

(評価)

基本目標4においては、コロナ禍の影響を受け、全体的に目標値を大きく下回る見込みです。しかしながら、みかもクリーンセンターの見学においては、市内のほとんどの小学校の児童が見学をし、好評を得ています。引き続き、各施策を推進し、子どもを含めた市民が環境についての理解を深め、環境をみんなで育むまちを目指していくことが必要と考えます。

6. 計画の方向性

後期計画の策定にあたっては、これまでの取組を継続して推進することを基本としながら、次の事項を踏まえて策定します。

(1) 本市の現状や、社会情勢を踏まえた環境問題への対応

これまでの環境基本計画の進捗状況や評価を反映させて、地球環境や自然環境、生活環境の保全及び創造に向けた施策の展開をすることが必要です。

(2) 各主体との連携・協働による効果的な施策展開

本計画の効果的な推進のために、市民・事業者・市の各主体が連携・協働して取り組む必要があることから、各主体の環境配慮指針を示すことが必要です。

(3) 地球温暖化対策の積極的な推進

世界各地でパリ協定に基づく地球温暖化防止のための取組が推進されており、日本においても地球温暖化対策計画で掲げた温室効果ガス削減の目標の達成に向け動き出しています。本市も世界の一員、また、日本の一員であることを深く認識し、地球温暖化防止に積極的に取り組むことが必要です。

(4) 環境の保全と創造

環境においては、これまで保全という面に注目が集まっていましたが、現在では「環境ビジネス」などといわれるように、エネルギー分野等における各種の取組が新たな活力を創造しています。

本市においても、自然環境を保全し自然環境との共生を図りながら再生可能エネルギーによる発電を推進することが必要です。

田中正造翁ってどんなひと？

環境と共生する社会を目指した田中正造翁～ 正造翁の精神を後世に引き継ぐ～

田中正造翁は、天保 12（1841）年に安蘇郡小中村（現佐野市小中町）に生まれ、明治 11（1878）年 37 歳で栃木県第 4 大区 3 小区区会議員、明治 13（1880）年 39 歳で栃木県会議員に、明治 23（1890）年 49 歳で衆議院議員となった本市を代表する人物です。

正造翁は、明治 24（1891）年第 2 回帝国議会において足尾銅山から流出した鉱毒が、渡良瀬川流域の農作物や魚等に大きな被害を引き起こした鉱毒問題を取り上げ、渡良瀬川沿いの人々を救うために鉱毒事件の惨状を訴えました。さらに、国に対して鉱山の操業停止、環境の改善、農民等の救済を求めました。しかし、国の政策に改善が見られなかったため、明治 34（1901）年天皇に直訴し、足尾鉱毒事件は社会問題として広まりました。環境の改善を求める運動は生涯にわたり続けられましたが、大正 2（1913）年、72 歳で病に倒れ、その生涯を終えました。

正造翁は自らの生涯のなかで、環境の大切さ、行動することの大切さを訴え続け、次の言葉を残しました。

真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず

村を破らず 人を殺さざるべし

（田中正造日記より 明治 45 年 6 月 17 日付）

本市では正造翁の思いを引き継ぎ、環境と共生する社会を真に実現できるよう、環境行政を推進していきます。



田中正造「遺愛の肖像」



田中正造旧宅（佐野市小中町）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第2次佐野市総合計画では、本市の将来像を「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」とし、水と緑に包まれた豊かで美しい自然環境の佐野を目指すとともに、市民と行政の協働により市民一人ひとりがいきいきと生活し、地域も輝くまちを目指しています。

その基本目標の一つとして「美しい自然、環境と調和するまちづくり」を掲げ、政策として「環境にやさしいまちづくり」「地球環境に配慮したまちづくり」を、施策として「ごみの発生抑制と資源・施設の有効活用」「良好な生活環境と豊かな自然環境の保全」「カーボンニュートラルの推進と気候変動影響への適応」を掲げています。

一方、国の第6次環境基本計画（令和6（2024）年5月）では、「持続可能な社会を構築するためには、人類の基盤である環境・自然資本を健全な形に維持、回復させ、変化に対するしなやかさを保ち、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、循環と共生に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要である」としています。

また、令和3（2021）年3月に策定された栃木県環境基本計画では、その将来像を「守り・育て・活かす、環境立県とちぎ」として、「脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す『とちぎ』」「自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い『とちぎ』」「良好な生活環境が保全された『とちぎ』」「人と自然が共生する『とちぎ』」の四つを基本目標としています。

現在、私たちに求められているのは、美しい自然環境を保全し、脱炭素を推進するとともに、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方を取り入れた持続可能な循環型の社会を創造していくことです。

本計画ではこれらを踏まえ、本市の環境における将来像は次のとおりとします。

**美しい自然を保全する
脱炭素・循環型のまち**

2. 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化は、パリ協定の採択などにみられるように、世界的な人類の生存基盤に関わる問題であり、世界の一員である日本においてもその対策が推進され、本市においても地球温暖化対策の推進が求められています。

本市では、第2次佐野市環境基本計画に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包して策定し、国の目標年度である令和12（2030）年度に向けて、地球温暖化対策への取組を引き続き推進します。

（1）対象とする区域及び部門

佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象区域は本市全域とし、産業部門、民生部門（家庭・業務）、運輸部門、工業プロセス部門及び廃棄物部門を対象とします。

- ・ 産業部門…製造業、建設業、鉱業、農林業などの活動により排出されるもの
- ・ 民生家庭部門…住宅内の家庭生活から排出されるもの
- ・ 民生業務部門…産業部門、運輸部門に属さない事業の活動により排出されるもの（事務所ビル、飲食店、病院、旅館、娯楽場等からのもの）
- ・ 運輸部門…自動車、鉄道による人・物の運送・運搬により排出されるもの
- ・ 工業プロセス部門…石灰石、ドロマイトの焼成（生産活動）等により排出されるもの
- ・ 廃棄物部門…一般廃棄物の焼却処理等により排出されるもの

（2）対象とする温室効果ガス及びその推計方法

地球温暖化対策の推進に関する法律においては次の表にある7種類のガスが対象となっていますが、日本の温室効果ガス排出量の約90%を占めるとともに、市民生活に深く関わっているCO₂を対象とします。

令和5（2023）年度 日本における各温室効果ガスの排出量

ガス種別	排出量	構成比（%）
二酸化炭素（CO ₂ ）	989	92.3
メタン	29.4	2.7
一酸化二窒素	15.8	1.5
ハイドロフルオロカーボン類	31.7	3.0
パーフルオロカーボン類	3.1	0.3
六ふっ化硫黄	2.1	0.2
三ふっ化窒素	0.2	0.02

（単位：百万トンCO₂換算）

※構成比の合計は、端数処理により100%になりません。

※CO₂以外のガスの排出量は、CO₂の排出量に換算したものです。

環境省「2023 温室効果ガス排出量及び吸収量（詳細）」より作成

また、温室効果ガス排出量は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省）に基づき算定します。

(3) 目標の設定

国の地球温暖化対策計画では、中期計画の温室効果ガスの削減にかかる目標年度及び目標値を、令和 12（2030）年度において、平成 25（2013）年度比 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくとしています。本市においても、国の掲げる削減目標と整合させ、目標を次のとおり設定します。

本市における CO₂削減目標

令和 12（2030）年度において、
平成 25（2013）年度比 50%削減します。

目標の達成にあたっては、カーボンニュートラルの推進等により、市民・事業者・市が一体となって CO₂の削減に取り組みます。

また、毎年、本市における CO₂排出量を推計し市民に公表することとします。

(4) ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップの推進

本市では、「第 2 次佐野市総合計画」や「第 2 次佐野市環境基本計画」との整合を図りつつ、令和 32（2050）年の「ゼロカーボンシティさの」実現に向けた基本的な方向性と実現への道筋、さらに中間目標地点とする令和 12（2030）年に向けた施策等を示す計画として、令和 6（2024）年 3 月に「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」（以下ロードマップという。）を策定しています。

ロードマップでは、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」「地球温暖化対策計画」「地域脱炭素ロードマップ」や、栃木県の「カーボンニュートラル実現条例」「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」をはじめとした各種の関係法令や関連計画、関連政策との連携・整合を図りながら、本市における地球温暖化による気候変動対策に関する各種の取組を総合的かつ計画的に推進します。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項各号に規定する内容については、「ロードマップ」に記載のとおりとします。

3. 基本目標

基本理念として定めた「美しい自然を保全する脱炭素・循環型のまち」の将来像の実現のため、次の四つの基本目標を定めます。

基本目標1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～

地球環境を保全するため、より一層の地球温暖化対策の推進を行い、エネルギーが有効利用され資源が循環する、環境に配慮した「地球への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち」の創造を目指します。



基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～

市民が誇りに思う本市の清らかな水と緑豊かな自然を保全し、市民がこれからもその豊かな自然環境の中で住み続けることができるよう、「自然と共に生きる水と緑のまち」を目指します。



基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～

公害の発生を防止するとともに空き地・空き家が適正に管理されるなど良好な生活環境が保全され、また3Rを中心としたごみの減量と適正処理により資源が循環的に利用される「快適で安全・安心に暮らせるまち」を目指します。



基本目標4 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

環境学習を推進するとともに、環境情報の積極的な発信等を行い、子どもを含めた市民が環境についての理解を一層深め、水と緑にあふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ「環境をみんなで育むまち」を目指します。



本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民、事業者、市がそれぞれの役割を分担し、相互に連携、協力していく必要があります。

求められる各主体における役割は、次のとおりです。

● 市民の役割

- ・ 環境負荷の低減に努めます。
- ・ 身近な自然の保全に努めます。
- ・ 環境保全活動や環境学習に参加します。
- ・ 市の実施する環境施策に協力します。

● 事業者の役割

- ・ 公害関係法令等を遵守するだけでなく、事業活動と自然環境、生活環境との調和に努めます。
- ・ 廃棄物の発生を抑制し、環境負荷の低減に努めます。
- ・ 地域の環境保全活動や市の実施する環境施策に協力します。

● 市の役割

- ・ 市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。
- ・ 率先して環境負荷の低減となる行動を実践します。
- ・ 市民、事業者が本計画に基づく取組を自発的に行えるよう支援します。

なお、通勤、通学、旅行等で本市の区域内に滞在する人についても、その滞在期間において、環境負荷の低減に努めるとともに、本市の行う環境施策に協力するものとします。

4. 環境配慮指針

基本目標の実現のために、市民・事業者・市が生活や通常の経済活動等の各場面において、どのように環境への配慮を行うのかについての環境配慮指針を定めます。市民・事業者・市は、指針の遵守に努め、環境に配慮した行動をとらなければなりません。

(1) 基本目標別における市民・事業者・市の環境配慮指針

基本目標の実現のために、市民・事業者・市が生活や通常の経済活動等の各場面において、努めるべき環境配慮指針について示します。

基本目標	環境配慮指針
基本目標 1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ デコ活に賛同し、実践します。 ・ 環境負荷の少ない商品等を購入します。 ・ 公共交通機関を利用します。 ・ 省エネルギー、再利用等を意識します。 ・ 電動車を利用します。 ・ 太陽光発電設備等を導入します。 ・ 環境に配慮した省エネルギー設備等を導入します。
基本目標 2 自然と共に生きる水と緑のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材や農産物の地産地消に努めます。 ・ 本市の美しい森林や里地・里山、農地、河川に誇りと親しみを持ちます。 ・ 所有する森林、里地・里山、農地を適切に管理し保全します。 ・ 下草刈りをするなど、獣害等が発生しにくい環境づくりに努めます。 ・ 美しい景観を保持できるよう周辺環境に配慮します。 ・ 地域で行われる環境保全や緑化活動に参加します。
基本目標 3 快適で安全・安心に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣迷惑となるごみの野外焼却は行いません。 ・ 排水は適切に処理し、有害物質等の流出を防止します。 ・ 対象区域内では、下水道等を利用します。 ・ 浄化槽使用においては、定期的に点検・清掃を行います。 ・ 有害物質や危険物の発生を抑制し、規制を遵守し、適正に処理します。 ・ 家庭生活や事業活動等で生じる騒音や振動、悪臭を防止します。 ・ 3Rを実践し、ごみを適正に処理します。 ・ 自宅や事業所の環境美化だけでなく、周辺環境や地域の環境美化を推進します。 ・ 近所間で積極的にコミュニケーションを取り、相互に配慮できるコミュニティの形成を目指します。
基本目標 4 環境をみんなで育むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習等の講座に積極的に参加します。 ・ 環境面で活動する団体に参加、協力します。 ・ 環境学習等の講座を支援します。

(2) 各産業別における事業者の環境配慮指針

事業の形態は、業務が多種多様化するなかで、様々な産業が存在しています。日本標準産業分類（令和5年7月改定）では、20個の大分類、99個の中分類、530個の小分類、1,460個の細分類に分類しています。

ここでは特に、大分類に区分される産業のうち、本市に多い「A. 農業、林業」「C. 鉱業、採石業、砂利採取業」「D. 建設業」「E. 製造業」「H. 運輸業、郵便業」「I. 卸売業、小売業」「M. 宿泊業、飲食サービス業」の7つの産業の中分類の業種について着目し、事業者の環境配慮指針を示します。

大分類	中分類	環境配慮指針
A. 農業、林業	農業	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料、農薬による環境負荷を低減し、地球温暖化防止と自然環境の保全に配慮します。 環境に配慮した農業資材を利用します。 優良農地の集積・集約化を進め、適正な農地管理を行います。 家畜糞尿の再資源化や適正な污水处理を図り、また、畜産によって生じる悪臭を防止します。
	林業	<ul style="list-style-type: none"> 森林や里地・里山を計画的に管理します。 地元木材の価値化に取り組むとともに、間伐木材を有効利用します。
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業 採石業 砂利採取業	<ul style="list-style-type: none"> 降下ばいじんの発生を抑制します。 関連運送会社に対してエコドライブを呼び掛けます。 騒音トラブルを防止します。 稼働時に生じる熱を再利用します。 稼働時に使用する水を再利用します。 運搬時の道路への落石・落粉を防止します。 近隣住民との間にトラブルが生じないように、相互理解を深めます。

大分類	中分類	環境配慮指針
D. 建設業	総合工事業 職別工事業（設備工事業を除く） 設備工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ないものをつくります。 ・ 建設資材はリサイクル材など環境に配慮した資材、有害化学物質等を含まないものを利用します。 ・ 工事施工中においては、騒音や粉じん、汚水や振動などに留意し、適正な管理を行います。 ・ 建設残土や廃棄物、廃材等は適正に処理し、再資源化します。 ・ 設計においては自然景観に配慮します。 ・ 土地の造成にあたっては、緑地を保全するとともに、可能な限り緑地づくりを図ります。
E. 製造業	製造業に分類される 24 の全ての業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程・品質管理・流通管理を徹底し、使用原料や廃棄物の減量を図ります。 ・ 包装資材の簡易化を図ります。 ・ 環境負荷の少ない材料を選び、環境負荷の少ない商品を製造します。 ・ 化学物質など有害物質を扱う事業者においては、適切に処理し、外部への流出を防止します。 ・ 騒音・振動・悪臭・水質等の問題は、未然に防止します。 ・ 敷地内の配置を見直し、緑化を図ります。 ・ 熱を発生する事業においては、熱を再利用します。 ・ 水を使用する事業においては、水を再利用します。 ・ 資材の地産地消を図ります。 ・ 食品を加工する際に生じる食品ごみを少なくするとともに、発生したごみを有効活用し、食品ロスの削減を図ります。 ・ 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替を促進します。
H. 運輸業、郵便業	道路旅客運送業 道路貨物運送業	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブを推進します。 ・ 効率の良い運行管理を徹底します。 ・ 梱包材などについては、環境に配慮した資材を使用します。 ・ 電動車を導入します。

大分類	中分類	環境配慮指針
I. 卸売業、小売業	各種商品小売業 織物・衣類・身の回り品小売業 飲食料品小売業 機械器具小売業 その他の小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装資材の簡易化を図ります。 ・ エコバッグの利用を推奨します。 ・ 店舗で販売したものを積極的に回収し、リサイクルにつなげます。 ・ 仕入れを管理し、廃棄物の削減を図ります。 ・ 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替を促進します。
M. 宿泊業、飲食サービス業	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理法やメニューの工夫等により、食品ロスの削減を図ります。 ・ 発生した生ごみは肥料化、飼料化を図ります。 ・ 環境に配慮した洗剤を利用します。 ・ 油類は紙などでふき取るほか、オイルトラップなどを使い、流出しないよう留意します。 ・ 廃食用油はリサイクルします。 ・ ごみの分別を徹底し、ごみを減量・再資源化します。 ・ 調理場や店内での省エネルギーを図ります。 ・ 再生材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への代替を促進します。

第4章 施策への展開

1. 基本目標から施策へ

定めた4つの基本目標を実現するために、次のとおり施策を展開します。

特に、本計画を推進していくうえで重要な事項であり、かつ市民・事業者との協働により取り組む施策について「重点協働プロジェクト」と位置付け、より積極的に推進していきます。

美しい自然を保全する脱炭素・循環型のまち

基本目標1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち～地球環境の保全～

(1)温室効果ガス削減対策の推進	①カーボンニュートラルの推進(◎) ②佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
(2)再生可能エネルギーの利活用の推進	①秩序ある再生可能エネルギー利活用の推進 ②エネルギーの地産地消の推進(◎)
(3)省エネルギー・エネルギーの有効活用の推進	①公共交通機関の利用の推進 ②電動車の利用の推進

基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち～自然環境の保全～

(1)森林、里地・里山、農地の保全	①林業振興と森林の計画的な土地利用 ②森林の適正管理 ③里地・里山の保全と価値化 ④優良農地の保全と耕作放棄地の解消 ⑤鳥獣被害等の予防
(2)水辺環境の保全	①水源流域及び河川の保全 ②親水空間の確保
(3)生物多様性の保全	①動植物の生息・生育環境の保全 ②外来種等の有害動植物への対策
(4)良好な景観の保全	①佐野市景観計画に基づく景観の保全 ②緑化の推進

基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち～生活環境の保全と資源循環～

(1)大気環境の保全	①自動車排出ガスの抑制 ②ごみの野外焼却禁止の徹底 ③工場・事業所等の規制遵守の推進
(2)水環境の保全	①河川、池、水路等の水質保全 ②生活排水対策の推進
(3)土壌汚染・地盤沈下の防止	①健全な土壌環境の維持 ②地盤沈下の防止
(4)騒音・振動・悪臭の防止	①騒音・振動対策の推進 ②悪臭対策の推進
(5)ごみの適正排出と減量化	①3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進(◎) ②不法投棄の防止 ③環境美化の推進(◎)

基本目標4 環境をみんなで育むまち～良好な環境を未来へ引く継ぐために～

(1)環境を育む人材の育成	①環境に関する講演会や学習会等の充実 ②環境情報の共有
(2)環境学習の推進	①自然環境学習プログラムの充実(◎) ②環境関連施設の見学会の実施 ③環境問題の先駆者・田中正造翁の顕彰

◎：重点協働プロジェクト

2. 重点協働プロジェクト

定めた基本目標を実現するために、CO₂の削減、環境の美化、市民の意識向上の3つの視点において、特に重要で、市民・事業者・市の協働により取り組む施策について「重点協働プロジェクト」と位置付け、より積極的に推進していきます。

(1) CO₂の削減のためのプロジェクト

本市におけるCO₂の削減目標である「令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比50%削減」を達成するためのプロジェクトとして、2つの施策を位置付けます。

① カーボンニュートラルの推進(省エネルギーの推進)

カーボンニュートラルの実現のためには、産業界でのエネルギー政策の転換や脱炭素イノベーションなどに取り組むと同時に、国民一人ひとりが身近なことから脱炭素を意識しながら生活をしていく必要があります。

そこで、本市ではデコ活^{※1}の認知度の向上を図り、市民や事業者それぞれが脱炭素につながる将来の豊かな新しい暮らしを推進します。

【各主体の役割】

市	・デコ活の啓発・促進 ・佐野市役所地球温暖化対策実行計画の着実な実行
市民・事業者	・デコ活への賛同と実践

② エネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消^{※2}が実現することで、地域内での経済の循環、雇用の創出、災害に強い電力供給などのメリットがあります。また、再生可能なエネルギーを使うことにより、カーボンニュートラルに貢献したり、森林資源を利用することにより、森林の持つ公益的機能の活性化を見込むことができます。

本市では、市有施設等に再生可能エネルギー発電設備の設置等の推進に取り組むとともに、PPA(電力販売契約)などによる官民連携の太陽光発電を推進します。

^{※1}デコ活：脱炭素(Decarbonization)とエコ(Eco)を組み合わせた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、令和32(2050)年カーボンニュートラルや令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国民のライフスタイル変革を促すための運動のこと。

^{※2}エネルギーの地産地消：地域にある再生可能エネルギー資源や地域で回収・再生した資源を、地域で利用し、地域の活力に役立てることを目指す取組のこと。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備等の設置の推進 ・地域内の有効地を活用してPPA（電力販売契約）などによる官民連携の太陽光発電を推進 ・エネルギーの地産地消についての研究 ・再生可能エネルギー由来の電気購入を促進
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの利活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への太陽光発電設備の設置推進

（２）環境の美化のためのプロジェクト

本市におけるごみの減量と適正処理により環境負荷を低減し、きれいで美しい生活環境を保全するためのプロジェクトとして、2つの施策を位置付けます。

① 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

ごみについては、資源の有効利用に配慮した循環型社会の形成を目指し、第一にごみの発生を抑制（リデュース）し、第二にできるだけ再使用（リユース）を行い、第三にごみとして排出されたものを再生資源としての再生利用（リサイクル）を図り、可能な限り資源を循環的に利用します。そのため、「第2次佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）」に基づき、容器包装の抑制の啓発、分別の周知徹底、新たな分別の検討、集団回収の支援など、3Rの啓発活動と仕組みづくりを推進します。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適切な減量、分別、処理の啓発 ・食品ロス^{※1}の削減の啓発 ・リデュース、リユース、リサイクルの促進による循環型社会の構築 ・3Rの推進、費用負担の公平性の確保のため、家庭ごみの有料化の検討
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量、分別、処理の徹底（紙類、ペットボトル、缶などの再資源化） ・食べ残し等による食品ロスの削減
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員へのごみの減量、分別、適正な処理の働きかけ ・小売業者等においては、レジ袋や過剰包装の削減 ・飲食業等においては、食材の有効活用と適正管理、食べ残し等による食品ロスの削減

※1 食品ロス：売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食べ物のこと。日本では食品ロスの量は年間472万t（令和4年度推計）になっているとされている。

② 環境美化の推進

きれいで美しい生活環境を保全するためには、市民・事業者・市が一体となって環境美化の意識を高め、自主的に地域の環境美化活動を実施していくことが必要です。本市では、環境美化活動を推進し、環境美化に対する気運の醸成を図っていきます。

また、適正に管理されていない空き地・空き家について、所有者に適正管理を呼びかけることにより、その適正管理を促進していきます。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動の啓発、支援・ごみのポイ捨て防止・不法投棄防止の対策・空き地・空き家等の適正管理の促進
市民	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動の実践・空き地・空き家等の適正管理の実施・ごみの適正処理の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境美化活動の実践、支援・事業所等における環境美化の推進・ごみの減量、分別の徹底（紙類、ペットボトル、缶などの再資源化）

(3) 市民の意識向上のためのプロジェクト

本計画の達成には市民との協力、連携は必要不可欠なものです。また、本市の恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代にわたって継承するためにも、次世代を含む市民一人ひとりが環境問題に興味を持ち、理解を深める必要があります。市民の意識向上のためのプロジェクトとして、「自然環境学習プログラムの充実」を施策として位置付けます。

① 自然環境学習プログラムの充実

自然環境と調和し、自然の恵みを大切に自然共生型の社会を形成し、生物多様性を確保していくためには、自然への親しみと理解が必要となります。

より多くの人、特に本市の将来を担う子どもたちが、水や緑に親しみ、人と自然との関わりや環境の成り立ちについて学び、自然を大切にできる心と文化が育まれることを目指して、自然環境についての学習、体験活動などのプログラムの充実を図ります。

【各主体の役割】

市	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全、啓発・自然観察会等の開催、周知、広報
市民	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全・自然観察会等への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全・自然観察会等の開催、協力、参加

3. 基本目標ごとの施策への展開

基本目標1 環境への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち ～地球環境の保全～

地球環境を保全するため、より一層の地球温暖化対策を推進し、エネルギーが有効利用され、資源が循環する、環境に配慮した「地球への負荷の少ない脱炭素・循環型のまち」の創造を目指します。

【施策の展開】

基本目標を実現するために、次の視点から施策を展開し、取組を推進するものとします。

(1) 温室効果ガス削減対策の推進

- ① カーボンニュートラルの推進（重点協働プロジェクト）
カーボンニュートラルを推進し、CO₂の排出量の抑制を図ります。また、デコ活を啓発し、市民のライフスタイルの変革を促します。
- ② 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
市域で生じるCO₂の排出量を算定し、計画の進捗管理を行い、目標達成に向けて施策を検討します。

(2) 再生可能エネルギーの利活用の推進

- ① 秩序ある再生可能エネルギー利活用の推進
再生可能エネルギー発電設備の設置等において、無秩序な開発を抑制し、良好な景観の形成と環境の保全、環境との調和を図ります。
- ② エネルギーの地産地消の推進（重点協働プロジェクト）
再生可能エネルギー発電設備の設置等の推進に取り組むとともに、PPA（電力販売契約）などによる官民連携の太陽光発電を推進します。

(3) 省エネルギー・エネルギーの有効利用の推進

- ① 公共交通機関の利用の推進
公共交通機関の利用を推進し、エネルギーの有効利用を図ります。
- ② 電動車^{※1}の利用の推進
ガソリン車よりCO₂排出量も少なく、省エネルギーな電動車の利用を推進します。

※1 電動車：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）を指します。

【基本目標における指標】

基本目標1における指標項目	単位	令和6年度 実績値	令和11年度 目標値
市内からのCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	1,857	797
カーボンニュートラルを理解している市民の割合	%	65.3	80.0
省エネルギー対策を実践している市民の割合	%	48.6	56.0
LED照明や節電効果の高い家電を積極的に導入している人の割合	%	52.6	59.0
熱中症警戒アラート等を理解している市民の割合	%	50.9	75.0
太陽熱温水器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している市民の割合	%	18.7	23.0
市内の認知発電量(再生可能エネルギー+廃棄物発電)	百万KWh	375.5	400.0
市内の公共交通について、便利であると思う市民の割合	%	46.2	48.5
公共交通利用者数(市内の鉄道・バス・タクシー利用者数)	人	4,048,671	4,050,200
電動車を利用している市民の割合	%	21.1	28.0

基本目標2 自然と共に生きる水と緑のまち ～自然環境の保全～

市民が誇りに思う本市の清らかな水と緑豊かな自然を保全し、これからもその豊かな自然環境の中で住み続けることができるよう、「自然と共に生きる水と緑のまち」を目指します。

【施策の展開】

基本目標を実現するために、次の視点から施策を展開し、取組を推進するものとします。

(1) 森林、里地・里山、農地の保全

- ① 林業振興と森林の計画的な土地利用
計画的な土地利用を啓発し、森林の整備を推進します。また、森林の整備の担い手を育成します。
- ② 森林の適正管理
病虫害防除の実施により、森林の保全を図ります。また、林道の整備等により、森林の適正な管理を推進します。
- ③ 里地・里山の保全と価値化
里地・里山の保全を図ります。また、里山体験等をとおして、里山の価値化を図ります。
- ④ 優良農地の保全と耕作放棄地の解消
農業の振興、農業の担い手の育成により、農地の保全を図ります。また、農地の集積・集約化等により、耕作放棄地の発生の抑制や解消を図ります。
- ⑤ 鳥獣被害等の予防
鳥獣被害予防の啓発を実施するとともに、イノシシ、シカ、サル等による農林産物への被害やハクビシン等による住宅被害の予防を図ります。また、ヤマビルによる人的被害予防の啓発を実施します。

(2) 水辺環境の保全

- ① 水源流域及び河川の保全
水源流域における森林の保水機能を保全します。また、河川の生態系に配慮し、生物が生息しやすい水辺づくりを推進します。
- ② 親水空間の確保
河川公園などの維持管理を行い、自然と触れ合える親水空間の確保を図ります。また、市民による河川愛護活動について支援します。

(3) 生物多様性の保全

① 動植物の生息・生育環境の保全

動植物の生息・生育環境を保全します。また、希少動植物に関する情報収集を行い、保護対策を推進します。

② 外来種等の有害動植物への対策

外来種等の有害動植物についての情報収集を行い、市民への周知を図ります。また、拡大防止に向けた対策を実施します。

(4) 良好な景観の保全

① 佐野市景観計画に基づく景観の保全

「水と緑に恵まれた自然と共生する景観形成」「万葉の昔からの歴史を継承する景観形成」「都市アメニティを向上させる景観形成」「日常の暮らしの様子が感じられる景観形成」の基本方針に基づき、良好な景観の形成に努めます。

② 緑化の推進

公園の適切な整備を実施し、緑化を推進します。また、公共施設等におけるグリーンカーテンを推進します。

【基本目標における指標】

基本目標2における指標項目	単位	令和6年度実績値	令和11年度目標値
本市の自然環境に満足している市民の割合	%	66.6	67.9
市内の自然環境が良好に保たれているとと思っている市民の割合	%	66.1	68.5
民有林の木材伐採面積	ha	149	200
中山間地域の施設利用者数	人	60,944	90,000
耕作放棄地の農地復旧件数	件	10	35
有害鳥獣捕獲従事者数	人	110	105
町会で実施した河川愛護活動の総延長数	km	110.1	86.0
特定外来種及び外来生物の相談件数	件	186	215
市内の街並みが良好であると感じている市民の割合	%	59.3	62.0

基本目標3 快適で安全・安心に暮らせるまち ～生活環境の保全と資源循環～

公害の発生を防止するとともに空き地・空き家が適正に管理されるなど良好な生活環境が保全され、また3Rを中心としたごみの減量と適正処理により資源が循環的に利用される「快適で安全・安心に暮らせるまち」を目指します。

【施策の展開】

基本目標を実現するために、次の視点から施策を展開し、取組を推進するものとします。

(1) 大気環境の保全

- ① 自動車排出ガスの抑制
エコドライブ等の啓発を実施し、自動車からの排出ガスの抑制を図ります。
- ② ごみの野外焼却禁止の徹底
家庭や事業所等におけるごみの違法な野外焼却の禁止を、指導を通じて徹底します。
- ③ 工場・事業所等の規制遵守の推進
ばい煙やダイオキシン類等を排出する施設に立入検査等を実施し、規制基準の遵守を図ります。また、粉じんを排出する施設に随時指導を行い、管理基準の遵守を図ります。

(2) 水環境の保全

- ① 河川、池、水路等の水質保全
定期的な河川等の水質の監視、工場排水の適正処理にかかる指導等により、水環境の保全を図ります。また、農薬や化学肥料の適正な使用を推進します。
- ② 生活排水対策の推進
公共下水道、合併処理浄化槽により適正な生活排水の処理について計画的に推進します。

(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止

- ① 健全な土壌環境の維持
有害物質を使用する特定事業所に対し、指導を通じて施設の管理と構造に関する基準の遵守を図ります。
- ② 地盤沈下の防止
地下水の適正な採取と合理的な利用について監視を行い、地盤沈下の防止を図ります。

(4) 騒音・振動・悪臭の防止

① 騒音・振動対策の推進

特定施設を設置している工場・事業所等及び特定建設作業^{※1}について、規制基準の遵守を図ります。

② 悪臭対策の推進

悪臭の苦情等に対し、適切な指導を行い、生活環境の保全を図ります。

(5) ごみの適正排出と減量化

① 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進（重点協働プロジェクト）

3R(リデュース、リユース、リサイクル)の啓発・推進を実施し、ごみの減量化を図ります。

② 不法投棄の防止

不法投棄防止パトロール等の対策の実施により、不法投棄の防止を図ります。

③ 環境美化の推進（重点協働プロジェクト）

地域における環境美化活動の啓発を実施し、環境美化活動の活性化を図ります。また、空き地・空き家の適正管理を促進します。

【基本目標における指標】

基本目標3における指標項目	単位	令和6年度実績値	令和11年度目標値
住んでいる地域が快適で住みやすいと感じている市民の割合	%	81.8	84.0
生活環境(河川、空気、騒音や振動、臭気)が良いと感じている市民の割合	%	82.6	85.0
生活環境に関する苦情件数	件	201	185
事業活動による公害苦情件数	件	32	27
光化学スモッグにおける注意報・警報の発生件数	件	0	0
河川水(pH、SS、BOD)の環境基準達成率	%	93.3	97.0
生活排水処理人口普及率(生活排水処理人口/人口)	%	83.0	86.2
地下水の環境基準達成率	%	100.0	100.0
騒音に係る環境基準達成率	%	100.0	100.0
ごみ総排出量(一般廃棄物)	t	35,738	32,550
3Rを実践している市民の割合	%	60.3	62.5
環境美化活動の届出件数	件	75	100

^{※1} 特定建設作業：建設工事のうち、著しく騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法について、規制基準の遵守を図ります。

基本目標4 環境をみんなで育むまち ～良好な環境を未来へ引き継ぐために～

環境学習を推進するとともに、環境情報の積極的な発信等を行い、こどもを含めた市民が環境についての理解を一層深め、水と緑にあふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ「環境をみんなで育むまち」を目指します。

【施策の展開】

基本目標を実現するために、次の視点から施策を展開し、取組を推進するものとします。

(1) 環境を育む人材の育成

① 環境に関する講演会や学習会等の充実

環境に関する講演会や身近な環境問題についての学習会等を実施し、環境に関する知識の向上を図ります。

② 環境情報の共有

環境に関連する情報やデコ活情報を発信し、環境に対する意識の向上を図ります。また、脱炭素を促進するための配信動画の視聴について啓発します。

(2) 環境学習の推進

① 自然環境学習プログラムの充実（重点協働プロジェクト）

環境に関連する情報を発信し、環境に対する意識の向上を図ります。

② 環境関連施設の見学会の実施

みかもクリーンセンターや水処理センターの見学会を実施し、環境への関心の向上を図ります。

③ 環境問題の先駆者・田中正造翁の顕彰

環境問題の先駆者・田中正造翁の偉業を後世に引き継ぐことにより、環境保全に対する意識の向上を図ります。

【基本目標における指標】

基本目標4における指標項目	単位	令和6年度実績値	令和11年度目標値
地球温暖化防止に関心のある市民の割合	%	92.2	100.0
自然保護活動や自然観察会等に参加したことがある市民の割合	%	4.3	5.2
自然観察会の参加率	%	55.0	100.0
森林環境学習の参加率	%	87.5	100.0
3R 関連講習会の開催率	%	50.0	85.0
みかもクリーンセンターの見学者数	人	876	900
佐野市水処理センターの見学者数	人	339	390
田中正造翁を認知している市民の割合	%	94.4	100.0

第5章 計画の進行管理

本計画は、市民一人ひとりが健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来の世代に継承されるように、適切な環境の保全及び創造を社会全体で行っていくための計画です。

本計画の推進にあたっては、行政が総合的かつ計画的な施策を策定し、市民、事業者、市がそれぞれの役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

そのため、環境政策課が事務局となり、「佐野市環境審議会」をはじめ、関係各課や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行管理をしていきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、市政アンケートの数値や、各課で実施している事業の成果を数値化することで実施し、取組の改善につなげていきます。また、計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

第6章 資料

1. 佐野市環境基本条例

平成 23 年 3 月 23 日

条例第 10 号

佐野市は、古く万葉集に詠(うた)われた秀麗な三轟山や安蘇の河原、戦国時代の唐沢山城跡に代表されるように、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産に恵まれ、この美しい自然環境は、訪れる人々に潤いとやすらぎを与えている。

しかしながら、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、いつしか、自然の恵みの尊さを見失いがちとなった。気付けば、地球温暖化という人類の危急にして、大変困難な問題に直面している。

「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」この信念を貫いた「田中正造」は、環境問題の先駆者であり、郷土の誇りである。

今、正に、この言葉から私たちの生活の在り方が地球環境に深くかかわっていることを想起し、一人一人の知恵と努力、参加と協働によって持続可能な社会を形づくり、かけがえのない自然環境を未来に継承していくため、新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、環境の保全及び創造に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する循環型社会をいう。
- (3) 低炭素社会 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の量の少ない産業及び生活様式が構築された社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第 2 条第 3 項に規定する循環資源をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会及び低炭素社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民及び滞在者の公平な役割分担の下で相互に連携しつつ、適切に行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全及び創造に関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となることを抑制すること。
 - (2) その事業活動に係る製品その他の物が循環資源となった場合には、これについて適正に循環的な利用（循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。以下同じ。）が行われること。
 - (3) 循環的な利用が行われない循環資源については、その適正な処分が図られること。
 - (4) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在期間において、環境への負荷の低減に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 第4条第1項の施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、里地、里山、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (5) 潤いのある都市の景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全及び活用を図ること。
- (6) エネルギーの有効利用、循環資源の循環的な利用並びに廃棄物の発生抑制及び適正な処理の促進を図ること。
- (7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、佐野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(環境基本計画との整合性の確保)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。
(報告書の作成及び公表)
- 第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき講じた施策の実施状況を明らかにするために報告書を作成し、これを公表しなければならない。
(規制の措置)
- 第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。
(助成の措置)
- 第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境教育及び環境学習の推進)
- 第14条 市は、事業者、市民及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるため、家庭、学校、事業所等において、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
(自発的な活動の促進)
- 第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が市の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
- 第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の支援を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(調査研究の実施)
- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況その他の必要な事項について調査研究を行うものとする。
(監視等の体制の整備)
- 第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。
(国及び他の地方公共団体との連携)
- 第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。
(推進体制の整備)
- 第20条 市は、その機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、事業者、市民及び民間団体等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。
(地球環境保全に対する市の責務)
- 第21条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境保全のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、地球環境保全を推進するため、地球環境の状況その他の地球環境保全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。
(地球温暖化防止に対する市の責務)
- 第22条 市は、地球温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(地球温暖化防止に対する事業者等の責務)

第 23 条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 滞在者は、その滞在期間において、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境審議会)

第 24 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、市長の附属機関として、佐野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 環境の保全に関し学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 副市長

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(佐野市環境審議会条例の廃止)

2 佐野市環境審議会条例（平成 17 年佐野市条例第 154 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する佐野市環境基本計画は、第 9 条第 1 項の規定により定められたものとみなす。

4 附則第 2 項の規定による廃止前の佐野市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第 1 条の規定により置かれた佐野市環境審議会は、第 24 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 24 条第 4 項の規定により審議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和 4 年 12 月 20 日条例第 29 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

2. 計画の策定経過と策定体制

(1) 計画の策定経過

年月日	策定経過
令和7年6月26日	第1回佐野市環境基本計画策定委員会の開催
令和7年7月25日	第2回佐野市環境基本計画策定委員会の開催
令和7年8月21日	第1回佐野市環境基本計画策定市民懇談会の開催
令和7年8月26日	第1回佐野市環境審議会の開催
令和7年9月19日	第3回佐野市環境基本計画策定委員会の開催
令和7年10月2日	第2回佐野市環境審議会の開催
令和7年10月17日	第4回佐野市環境基本計画策定委員会の開催
令和8年1月5日から 令和8年2月6日まで	パブリック・コメントの実施

(2) 計画の策定体制

① 佐野市環境審議会

区分	氏名（敬称略）	団体名
環境の保全に関し学 識経験のある者	藤井 謙一	佐野商工会議所
	高橋 俊博	佐野農業協同組合
	○ 小熊 勝一郎	佐野市環境衛生委員協議会
	森下 和久	佐野市環境衛生委員協議会
	◎ 小代 久子	男女共同参画ネットワークさの
	吉田 登志幸	NPO 法人ソーラーシティ・ジャパン
	亀田 昭宏	みかも森林組合
	吉澤 淨	栃木県鉱山保安研究会
	眞野 晴香	佐野日本大学短期大学
市議会の議員	慶野 常夫	佐野市議会
	神宮次 秀樹	佐野市議会
	谷 美枝子	佐野市議会
関係行政機関の職員	野口 雄一	栃木県南環境森林事務所
副市長	飯塚 久	佐野市副市長

◎会長、○副会長

② 佐野市環境基本計画策定市民懇談会

佐野市環境基本計画策定市民懇談会設置要綱

平成19年11月16日
告示第223号

(設置)

第1条 佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）又はその変更の策定に当たり、市民、事業所等の意見を環境基本計画に反映させるため、佐野市環境基本計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民懇談会は、環境基本計画に関する事項について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民懇談会は、委員20人以内をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体又は事業所の推薦を受けた者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、環境基本計画が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民懇談会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が市民懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後又は委員の任期満了後最初に開かれる市民懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 施行日以後又は委員の満了後最初に開かれる部会の会議は、第7条第7項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則（平成29年10月24日告示第216号）

この訓令は、平成29年10月24日から施行する。

区分	氏名（敬称略）	団体名
学識経験のある者	小倉 伸介	佐野商工会議所
	遠藤 計二	佐野市あそ商工会
	荒川 博行	佐野農業協同組合
	◎ 高橋 清	一般社団法人 佐野工業団地総合管理協会
	嶋崎 丈博	佐野市建設業協会
	荒居 浩	佐野市設備業協同組合
	青木 洋一	みかも森林組合
	恩田 隆行	栃木県石灰工業協同組合
	松田 奈帆子	栃木県県南環境森林事務所
市民団体又は事業所の推薦を受けた者	黒崎 文子	東京電力パワーグリッド株式会社(栃木南支社)
	中村 進	佐野ガス株式会社
公募に応じた者	栗原 美代子	
	市原 共子	
	○ 川田 優子	
	田部井 恵子	

◎会長、○副会長

③ 佐野市環境基本計画策定委員会

佐野市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成19年10月24日
訓令第30号

(設置)

第1条 佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定又はその変更を行うため、佐野市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、環境基本計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民生活部長を、副委員長は環境政策課長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月6日訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

政策調整課長 財政課長 行政経営課長 市民生活課長 気候変動対策課長 社会福祉課長 子ども課長 医療保険課長 産業政策課長 農政課長 農山村振興課長 観光推進課長 都市計画課長 交通政策課長 都市整備課長 道路河川課長 建築住宅課長 農業委員会事務局参事又は副参事 企業経営課長 水道課長 下水道課長 教育総務課長 学校管理課長 学校教育課長 文化財課長

第2次佐野市環境基本計画（後期計画）

令和8（2026）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市 市民生活部 環境政策課

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町 206 番地 13

TEL 0283-20-3013

FAX 0283-22-3593

E-mail kankyou@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>

